

2022年5月13日

各位

会社名 株式会社ネクストジェン  
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 大西 新二  
(コード:3842 東証グロース)  
問合せ先 取締役 執行役員 管理本部長 齊田 奈緒子  
(TEL. 03-5793-3230)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、以下の通り、2022年6月24日開催予定の第21回定時株主総会に「定款の一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### ① 場所の定めのない株主総会の開催の追加項目

「産業協力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)(以下、「改正産競法」という。)の公布及び施行を受け、上場会社は定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会(いわゆる完全オンライン株主総会)の開催が認められることとなりました。改正産競法を有意義に活用した定款変更を行い、株主総会の活性化や効率化、円滑化につながるよう、定款第10条第2項を追加するものです。なお、本議案による定款一部変更は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。

##### ② 電子提供措置について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、これに伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第10条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)	第10条 (株主総会の招集) 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 16 条 (電子提供措置等)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附 則 (監査役の実任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則 第 1 条 (監査役の実任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 6 月 24 日 (予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 24 日 (予定)

以 上